

令和6年度版

知っておきたい

くらしの税金 ガイド



はじめに

この冊子は、個人のくらしにまつわる税金について、税目ごとにそのポイントをわかりやすくまとめたものです。

冒頭に「令和6年度の税制改正のポイント」及び「過去の税制改正のうち令和6年から適用される主な項目」を掲載し、最新の税制の動向が把握できるようにしました。

「所得に係る税金」では、所得税、住民税、事業税の内容とともに、「こんな場合の確定申告」として、申告を必要とするよくあるケースを想定し、そのポイントを解説しています。

「不動産に係る税金」では、「取得」「保有」「譲渡」の時点に分け、それぞれの時点で課税される税目とその内容をまとめています。

「相続に係る税金」や「贈与に係る税金」では、課税の仕組みや、小規模宅地等の特例、贈与税の非課税特例の内容を、「消費税」では消費者、事業主、各々の立場からおさえておきたい知識をそれぞれ記載しています。

この冊子をお読みいただき、どのような場面で、どのような税金が課されるのか、また、どのような要件を満たせば、税制優遇が受けられるのかを知り、日々のくらしや、ライフイベントの一助としていただければ幸いです。

TOPICS 1 令和6年度の税制改正のポイント

1	所得税・個人住民税の定額減税(所得税・個人住民税)	9
1	定額減税の内容	9
2	定額減税の実施時期及び実施方法	9
2	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の子育て世帯等に対する 支援措置(所得税)	10
1	改正内容	10
2	適用時期	11
3	既存住宅のリフォームに係る特例の拡充 (子育て世帯特例の新設)(所得税)	11
1	改正内容	11
2	適用対象者	11
3	一定の子育て対応改修工事とは	12
4	特別控除額	12
5	適用時期	12
4	公益信託制度改革等に伴う所要の措置 (所得税・相続税・贈与税・消費税)	12
1	改正内容	12
2	適用時期	14
5	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の 贈与税の非課税措置の見直し(贈与税)	14
1	改正内容	14
2	適用時期	15
6	仮装隠蔽行為に基づき更正請求書を提出していた場合の 重加算税制度の整備(その他)	15
1	改正内容	15
2	適用時期	15

TOPICS 2 過去の税制改正のうち令和6年から適用される主な項目

1 NISA制度の抜本的拡充と恒久化(所得税)	16
1 改正内容	16
2 適用時期	17
2 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し・延長(所得税)	17
1 改正内容	17
2 適用時期	17
3 暦年課税における生前贈与の加算期間の見直し(贈与税)	18
1 改正内容	18
2 適用時期	18
4 相続時精算課税制度の見直し(贈与税)	19
1 改正内容	19
2 適用時期	20

第 1 章 所得に係る税金

1 所得税	22
1 所得税とは	22
2 所得税の計算の仕組み	22
2 年末調整と確定申告	36
1 年末調整とは	36
2 年末調整の対象者	36
3 年末調整で処理できない規定	36
4 年末調整に必要な資料	37
5 年末調整の電子化	37
3 こんな場合の確定申告	38
1 退職金を受け取る場合	38

2	年金を受け取る場合	40
3	上場株式等を譲渡した場合	42
4	上場株式等の配当等を受けた場合	43
5	NISA制度の概要	45
6	医療費控除を受ける場合	45
7	寄附金控除を受ける場合	46
8	住宅ローン控除を受ける場合	48
9	災害にあった場合	50
4	住民税	55
1	住民税とは	55
2	住民税の所得割	55
3	定額減税	56
4	住民税の均等割	56
5	納付方法	56
5	事業税	57
1	事業税とは	57
2	法定業種と税率	57
3	事業税の計算	58
4	納付方法	58

第 2 章 不動産に係る税金

1	取得に係る税金	60
1	登録免許税	60
2	不動産取得税	63
2	保有に係る税金	65
1	固定資産税	65
2	都市計画税	67
3	固定資産課税台帳の縦覧制度等	68

3 譲渡に係る税金	68
1 譲渡所得税	68
2 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例	70

第 3 章 印紙税

1 印紙税とは	78
2 課税文書の種類	78
1 1号文書(不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書等)	78
2 2号文書(工事請負契約書等)	79
3 7号文書(継続的取引の基本となる契約書)	80
4 17号文書(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書、領収書など)	80
3 課税文書に記載された金額に係る消費税の取扱い	81
4 誤って貼り付けた場合	81
5 貼り付けなかった場合等のペナルティ	81
6 控えにも印紙が必要な場合	82
7 印紙の交換	82

第 4 章 相続に係る税金

1 相続税とは	83
2 相続人とは	83
1 相続人となる人	83
2 代襲相続人	84
3 法定相続分	84
3 相続税の計算方法	85
1 計算の概要	85
2 相続税の課税価格	85
3 相続税の総額	86

4	算出相続税額	87
5	税額控除	88
4	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	91
1	特例の概要	91
2	特例の対象となる宅地等	91
3	特例の適用限度面積と減額割合	95
4	申告要件	96

第5章 贈与に係る税金

1	贈与税とは	98
2	暦年課税制度	98
1	課税価格	98
2	贈与税の計算	99
3	贈与税の配偶者控除	101
3	相続時精算課税制度	102
1	相続時精算課税制度とは	102
2	適用対象者	102
3	適用手続	102
4	適用対象財産等	103
5	贈与税額の計算	103
6	相続税額の計算	103
7	贈与財産の価額	103
8	暦年課税との違い	104
4	住宅取得等資金贈与の非課税特例	105
1	概要	105
2	適用対象者	105
3	適用要件	105
4	申告要件	105

5	対象となる住宅用家屋	106
5	教育資金贈与の非課税特例	106
1	概要	106
2	適用対象者	106
3	教育資金とは	107
4	教育資金非課税申告書の提出	107
5	払出しの確認等	107
6	契約の終了	107
7	残額に対する贈与税の課税	108
8	贈与者が死亡した場合の取扱い	108
9	相続税の2割加算の適用	108
6	結婚・子育て資金贈与の非課税特例	109
1	概要	109
2	適用対象者	109
3	結婚・子育て資金とは	109
4	結婚・子育て資金非課税申告書の提出	109
5	払出しの確認等	110
6	契約の終了	110
7	残額に対する贈与税の課税	110
8	贈与者が死亡した場合の取扱い	110
9	相続税の2割加算の適用	110

第6章 消費税

1	消費者の立場から見た場合	112
1	消費税とは	112
2	消費税の負担者	112
3	消費税の非課税取引	113
4	標準税率と軽減税率	114

5	軽減税率の対象となる品目	114
2	個人事業主の立場から見た場合	115
1	消費税の納税義務者	115
2	課税事業者の選択	116
3	原則課税と簡易課税	116
3	適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは	117
1	制度の概要	117
2	適格請求書発行事業者登録制度	118
3	適格請求書発行事業者の義務等(売手側の留意点)	118
4	仕入税額控除の要件(買手側の留意点)	118

CO L U M N

給与所得者に係る定額減税のための申告書	21			
青色申告とは	59	/	申告を間違えたとき	77
マンション評価の改正	97	/	税金のペナルティ	111

(注)本冊子は令和6年4月1日現在の法令等をもとに作成しています。

令和6年度の税制改正のポイント

1 所得税・個人住民税の定額減税(所得税・個人住民税)

1 定額減税の内容

令和6年分の所得税及び個人住民税について、定額減税（特別控除）が実施されます。減税額は、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者に限ります）につき、所得税は3万円、個人住民税は1万円となります。

ただし、令和6年分の所得税・個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円）以下の者に限ります。

2 定額減税の実施時期及び実施方法

1 給与所得者

イ 所得税

令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等（賞与を含みます）の源泉徴収税額から特別控除の額を控除します。

ロ 個人住民税

令和6年6月の給与支給時には特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれ給与の支払いをする際、毎月徴収します。

2 公的年金等の受給者

イ 所得税

令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等の源泉徴収税額から特別控除の額を控除します。

ロ 個人住民税

令和6年10月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等の特別徴収税額から特別控除の額を控除します。

3 事業所得者等

イ 所得税

令和6年分の所得税に係る第1期分子定納税額から本人分に係る特別控除の額を控除します。なお、申請により、対象となる配偶者及び扶養親族の特別控除も適用を受けることができます。

ロ 個人住民税

令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納税額から特別控除の額を控除します。

2 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の 子育て世帯等に対する支援措置(所得税)

1 改正内容

1 借入限度額の上乗せ

年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」といいます）が、認定住宅等の新築等^{*1}をして令和6年中に入居した場合に、住宅ローン控除の控除対象借入限度額を上乗せします。

※1 認定住宅等の新築もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいいます。

「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH（ゼッチ）水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいいます。

〈令和6年中に入居した場合の控除対象借入限度額〉

区 分		控除対象借入限度額	
		子育て特例対象個人	左記以外
新 築 等	認定住宅	5,000万円	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円
	一般住宅	0円 ^{*2}	0円 ^{*2}

※2 令和5年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅又は登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前のもものは2,000万円

2 床面積要件緩和の延長

住宅ローン控除における床面積要件を40m²以上とする緩和措置（合計所得金額が1,000万円以下の者に限ります）について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた認定住宅等の新築について引き続き対象とします。

2 適用時期

①は令和6年入居分に限り適用されます。

3 既存住宅のリフォームに係る特例の拡充 （子育て世帯特例の新設）（所得税）

1 改正内容

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て特例対象個人が一定の子育て対応改修工事をした場合を適用対象に追加します。

2 適用対象者

子育て特例対象個人でその年分の合計所得金額が2,000万円以下の者が適用を受けることができます。

3 一定の子育て対応改修工事とは

次の工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限ります）

4 特別控除額

標準的な工事費用相当額（250万円を限度）×10%

5 適用時期

令和6年4月1日から12月31日までの入居分*について適用されます。

※子育て対応改修工事の日から6か月以内の入居に限ります。

4 公益信託制度改革等に伴う所要の措置 （所得税・相続税・贈与税・消費税）

1 改正内容

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、次の措置が講じられます。

項 目	改 正 内 容
所得税の非課税	公益信託の信託財産につき生ずる所得については、原則として所得税を課さないこととします。
みなし譲渡課税 (受託者に対する贈与等)	公益信託の受託者(個人に限ります)に対する贈与等により、居住者の有する譲渡所得の基因となる資産等の移転があった場合には、当該居住者に対しその贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとします。
みなし譲渡課税 (委託者が信託した場合)	公益信託の委託者がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与等により当該資産の移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与等によるみなし譲渡課税を適用することとします。
寄附金控除	公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金(出資に関する信託事務に充てられることが明らかなものを除きます)について、特定公益増進法人に対する寄附金と同様に、寄附金控除の対象とします。
譲渡所得等の非課税措置	公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、適用対象となる公益法人等の範囲に、公益信託の受託者(非居住者又は外国法人に該当するものを除きます)を加えます。
相続税の非課税	公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とします。
贈与税の非課税	公益信託から給付を受ける財産については、その信託の目的にかかわらず贈与税を非課税とします。
消費税の計算等	公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して消費税を課税するとともに、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象とします。

2 適用時期

原則として、公益信託に関する法律の施行の日*から適用されます。

※令和6年4月1日現在、施行日は未定です。

5 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し(贈与税)

1 改正内容

1 適用期限の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上で、その適用期限が令和8年12月31日まで3年間延長されました。

2 省エネ等住宅の要件変更

省エネ等住宅の新築の場合においては、省エネルギー基準について次のように要件が見直されました。

省エネ等住宅	改正前	改正後
右記のいずれかに適合する住宅用家屋で、一定の証明がされるもの	断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免振建築物	同左
	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	同左

ただし、適用開始時期以後であっても、改正前の省エネルギー基準を満たしており、かつ、当該住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、省エネ等住宅とみなされます。

- イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの
- ロ 令和6年6月30日以前に建築されたもの

2 適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

6 仮装隠蔽行為に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備(その他)

1 改正内容

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとなりました。なお、この改正は地方税についても行われます。

2 適用時期

令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税、地方税について適用されます。